

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日： 令和4年5月24日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型(1期)〕（令和4年4月度）

対象期間： 令和4年4月1日～令和4年4月30日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	(t/月)
汚泥	(t/月)
廃プラスチック類	(t/月)
紙くず	(t/月)
木くず	(t/月)
繊維くず	令和3年11月8日付 (t/月)
動植物性残さ	埋立処分終了届出済 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	(t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(t/月)
銧さい	(t/月)
がれき類	(t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	(t/月)
その他（安定型混合物）	(t/月)
その他（管理型混合物）	(t/月)
その他（	(t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水		放流水
採取場所	上 流	下 流	放流ビット
採取日	令和4年4月21日	令和4年4月21日	令和4年4月21日・4月28日
検査結果が得られた日	令和4年4月28日	令和4年4月28日	令和4年5月9日
電気伝導率 ※2	27	77	
塩化物イオン ※2	7.8	64	
水素イオン濃度			7.5
生物化学的酸素要求量			0.7
化学的酸素要求量			43
浮遊物質			3
窒素含有量 ※3			18
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和4年4月21日	令和4年4月21日	令和4年4月21日	令和4年4月21日	
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1					

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日： 令和4年5月24日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型(2期)〕（令和4年4月度）

対象期間： 令和4年4月1日～令和4年4月30日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	183.14 (t/月)
汚泥	535.86 (t/月)
廃プラスチック類	82.92 (t/月)
紙くず	10.13 (t/月)
木くず	33.87 (t/月)
繊維くず	10.59 (t/月)
動植物性残さ	27.10 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	3.55 (t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	48.43 (t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	39.72 (t/月)
動物のふん尿	0.16 (t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	51.65 (t/月)
その他（安定型混合物）	14.27 (t/月)
その他（管理型混合物）	346.06 (t/月)
その他（廃石綿等）	0.80 (t/月)

残余容量（年度末時点）〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置（年1回）〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置（月1回）〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水		放流水
採取場所	上 流	下 流	放流ピット
採取日	令和4年4月20日	令和4年4月20日	令和4年4月20日
検査結果が得られた日	令和4年4月28日	令和4年4月28日	令和4年4月28日
電気伝導率 ※2	20.4	7.09	
塩化物イオン ※2	14	9	
水素イオン濃度			7.0
生物化学的酸素要求量			0.9
化学的酸素要求量			16
浮遊物質			2未満
窒素含有量 ※3			2.9
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	令和4年4月20日	令和4年4月20日	令和4年4月20日	令和4年4月20日	
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。